



～ 米トレーサビリティ制度について ～

米トレーサビリティ制度とは、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」によって定められている

- ① 米・米加工品の取引に関する記録の作成・保存
- ② 米・米加工品の産地情報の伝達

に関する制度です。この法律が制定された背景には、平成20年に発覚した米の不正転売事件がありました。すなわち、水に浸かった米やカビが生えた米、残留基準を超える農薬を含む米など、本来食用及び食品原料として使用してはならない米が食用・食品原材料用として転売・転用されていた事件を契機にして、米・米加工品で問題が発生した場合に流通ルートをややかに特定して消費者の健康を確保するために制定されました。

1. 制度の対象者及び対象となる米・米加工品

対象者：米穀等の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う者（飲食店等も含む）

対象品：米穀(粳、玄米・精米・破米)の他、米粉・米粉調整品などの中間原材料、米飯類※
及びもち・だんご・米菓・清酒・単式蒸留焼酎・みりんなどの米加工品

※米飯類は、各種弁当、各種おにぎり、ライスバーガー、赤飯、おこわ、米飯を調理したもの、包装米飯、発芽玄米、乾燥米飯などを含む。



2. 記録の作成と保存

米・米加工品を事業者間で搬入、搬出、廃棄あるいは亡失した場合には、「品名」、「産地」、「数量」、「年月日」、「取引先名」、「搬出入の場所」等を記録しなければなりません。ただし、取引伝票において上記の事項が記載されていれば記録とみなされます。（伝票に記載がない項目は伝票に追加記載する）なお、保存期間は原則3年、弁当などその場で消費される米飯類は取引等を行った日から3ヶ月です。

3. 産地情報の伝達

事業者間での産地情報の伝達は、伝票、納品書、規格書等の記載により提供します。また、飲食店など外食店における一般消費者への伝達は、米飯類のみについての産地情報の伝達を行う必要があります、

- ・店内に産地情報を掲示（店内配付チラシ、店の出入口看板等）
- ・メニューに産地情報を記載
- ・お客の求めに応じて店員が産地情報を伝達する（店内等に「産地情報については店員にお問い合わせください」等の掲示が必要）

などの方法により行うことができます。



※検査に関するご相談・お問い合わせ先

公益財団法人北九州生活科学センター
北九州本所
北九州市戸畑区中原新町1-4
TEL093-881-8282 FAX093-881-8333

福岡事業所
福岡市博多区千代1-2-4 福岡生活衛生食品会館4階
TEL092-642-1001 FAX092-642-1002